



地域課題を主体的に解決 できる人財の育成

所長 白戸 克幸

昭和59年春、私は大間町立奥戸小学校事務職員として採用になりました。当時はまだ国鉄大畑線が走っており、3月末に赴任校へ挨拶に向かう私は、大畑駅で佐井行きの下北バスに乗り換え、人生初の「北通」を目指しました。バスは、急峻なカーブを上り下りしながら進んでいきます。春近い季節なのに、雪交じりの強風が吹きすさび、海峡は白波を立てて荒れていました。

当初、自然の厳しさに面食らった私でしたが、赴任校の子供たちは屈託のない笑顔で接してくれました。また、保護者を始め地域の皆さんも、社会経験も社会常識もなかった私にとっても優しく接してくださいました。私は、その後再び大学進学を志し、職を辞して上京しましたが、当時下北で過ごした2年間に学校内外の皆さんから受けたご恩は、この紙面でとても書ききれませんし、私の公務員生活の原風景としてかけがえのない思い出です。当時の経験がなければ、今の仕事をしていなかっただろうと確信しています。

東京での4年間の大学生活を終えて、再び県職員を志し、平成2年4月商工労働部で採用となりました。企業誘致や新産業創出支援といった業務に長く携わりましたので、県民一人一人の生活の礎となる「雇用の場」を確保することは非常に大切なことだと認識しています。平成17年度に県教育委員会事務局に異動となり、教育政策課、学校教育課、教職員課、学校施設課、文化財保護課、県立図書館で勤務した後、今年4月に下北教育事務所に異動となりました。実に34年ぶりの下北勤務です。

さて、私が県職員に採用になってから約30年、改めて思い起こすと県行政の仕事も随分様変わりしたと実感しています。採用当時は、機関委任事務（＝地方自治体が「国の機関」として業務を行うこと。）や全国画一的な補助金の獲得といった仕事が多くありましたが、地方分権の流れの中で、平成11年地方分権一括法の制定など、地方自治制度の見直しが図られていきました。それぞれの地域の特性を踏まえた施策展開が行われるようになると同時に、住民に対する説明責任が強く求められるようになっていきました。

我が国の近代の行政機構は文明開化・富国強兵の時代から、そして戦後も長く、欧米の制度や手法を参考にしてきました。バブル経済の時代を経て、気が付けば、日本にはお手本となる「先進国」がなくなり、さらに、人口減少と少子高齢化、高度情報化、グローバル化が否応なく押し寄せてきます。国であっても地方自治体であっても新たな施策を立案するときには、正解の見えない中で、多くの住民に理解を得られるような行政運営が求められるようになってきたと実感しています。

こうした観点で現行の学習指導要領や、その前提となった平成28年12月中央教育審議会答申を読み返すと、例えば、「予測困難」というキーワードが多用されていることに、私は得心がいくのです。これからの子供たちは、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、地域課題などを解決し、自他の人生や生活を豊かなものとしていくという資質が求められていくこととなります。

青森県基本計画「選ばれる青森への挑戦」では、時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県を目指すこととしています。その実現のためには、「地域課題を主体的に解決できる人財の育成」が不可欠であると思うのです。

コロナ禍での計画訪問を終えて

教育課長 佐藤 智義

昨年から続く新型コロナウイルス感染症への対応により、例年4月に開催している管内小・中学校長会議や教頭会議等を取り止めて資料提供としたため、県教育委員会や下北教育事務所が行う今年度の事業について、直接説明する機会を逸したまま、計画訪問の実施となりました。

訪問にあたって各校においては、一人も感染者を出さないようにという緊張感の中で、日々、子供たちの安全と健康を第一に考えながら、時数の確保や授業の充実といった教育課程の円滑な実施に心を砕かれていたのではと拝察しました。そこで、それぞれの学校の状況に対応するため、従来の形態に拘ることなく、各校の求めに応じた訪問ができるよう実施形態を選択制にし、より細かな配慮事項も汲み取っての計画訪問の実施としました。

お陰様で、下北管内の各市町村教育委員会、小・中学校及び公立幼稚園の理解と協力を得て、郡内11校と1園、むつ市内22校（同行訪問）の全てを訪問させていただきました。コロナ禍の中にあっても、懸命に指導する先生方の姿を前にして、目を輝かせて真剣に話を聞き、マスク越しでもはっきりとした声で意見を発言し合う子供たちの様子を参観することができました。改めて感謝申し上げます。

計画訪問の際に、多くの学校で申し上げた内容ですが、現在、訪問が終了して改めて強調したいことを含めて2点を述べさせていただきます。

「教員等の資質・能力の向上」

訪問では、例年通り「下北の教育」に記載の4つの教育課題についてお話ししましたが、今年度は、特に、教育課題解決の基盤と考える「教員等の資質・能力の向上」について苦慮されている学校が多くありました。校内研修については、いつまた臨時休業措置を取らなければならない状況となるかもしれないと、少なくとも1学期中は時数確保を最優先にして授業を進め、授業研修は2学期以降に延期する判断をした学校がありました。また、校外研修については、集合形式の開催を取り止めたり、開催そのもの中止が相次いだりしました。何よりも大切なことは子供たちの健康であり、そして指導する先生方の健康であることから致し方ないことですが、先生方の資質・能力の向上が子供たちの学力向上につながることは明らかであり、そのための研修の実施です。

まだまだ油断はできませんが、体調管理に努めつつ、マスクの着用や手指の消毒、換気、ソーシャルディスタンス等に配慮することで、できるだけ集合形式での研修を実施したいと思います。また、オンラインによる研修に切り替えて開催するものもあります。研修会の案内が届きましたら、是非、積極的に参加いただきたいと思います。

さらに、貴重な校内の研修を充実させるため、例年以上に随時訪問を積極的に行いたいと考えていますので、課題研究は勿論ですが、一般研修等でも活用を検討頂ければと思います。

「幼(保)小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続」

今回の教育要領や学習指導要領の改訂においては、初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続が重視されています。

幼小の接続を例にとると、新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確にし、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を、新たに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示しました。そして、小学校においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることが求められています。

保育所や認定こども園を含めた幼児期から高等学校までの教育を通じて、子供たちの資質・能力を確実に育成するため、学校段階間の円滑な接続に一層留意頂きたいと考えます。

学習評価の留意事項について

～各教科等教育課程研究協議会より～

指導主事 工藤 貴史

平成29年3月告示の小学校学習指導要領が、いよいよ今年度より全面実施となりました。各校においては、学習指導要領や学習評価の趣旨の理解のための研修を組み込むなど、実践に向けての取組が進められています。また、中学校でも来年度からの実施に向け、各教科等の指導計画の見直しを進めていると思われます。

特に学習評価については、以前までとの違いや「指導と評価の一体化」の実践に向け、様々な課題や疑問点が表出しているのではないのでしょうか。検討の拠り所としては、「学習指導要領解説」及び『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所 令和2年3月）を活用していると思われますが、今回は、令和元年11月に実施された小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会【小学校理科・中学校理科】で鳴川哲也教科調査官、藤枝秀樹視学官から学習評価の留意事項として説明いただいたことを一部抜粋して紹介いたします。

○留意事項1 「そもそも観点別学習状況の評価の良さとは何か」

児童生徒の学習状況を、複数の観点から分析する評価です。観点ごとに分析評価することで、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるのかを明らかにすることにより、具体的な学習や指導の改善に生かすことを可能にする良さがあります。

○留意事項2 「児童生徒との評価の方針の共有の具体とは何か」

評価の方針の共有とは、どのような方針によって評価したのかということ児童生徒と共有することです。具体的には、「ここまでできるようになったらおおむね満足と言えるよ。」といったことを事前に児童生徒と共有することであり、「それなら、もっと先に教えてほしかった。」といったことがないようにしたいということです。また、児童生徒に学習の見通しをもたせるために、評価の方針を児童生徒と共有する場を設けてほしいということです。

もう一つの例として「思考・判断・表現」の観点を評価する場面で、教師が事前に「考えの理由を実験結果を基に書くこと」を伝えておくことです。「実験結果からの記載が弱かったり、知識をもっていれば書けるような内容であれば、十分とは言えないよ。」といったことも伝えておいてほしいということです。このように方針についても児童生徒と共有しておくことが大切になります。

○留意事項3 「評価の精選について」

毎時間児童生徒の学習状況の記録をとって総括の資料とするために蓄積するのは現実的ではありません。そこで、児童生徒の記録を残す場面を精選することが重要となります。記録に残す場面とは、最終的に学習成果を総括する際に活用する資料を得る場面のことです。だからといって毎時間、子供たちを見取らなくても良いわけではなく、指導したことが的確に伝わっているのか、気になる児童生徒の学習状況がどうなっているかを確かめる時間にし、次の指導に生かすことが大切です。

私自身、学習評価というと、ともすれば指導要録や通知票などの、いわゆる「総括的評価」に意識が向きがちでしたが、今回の改訂において注目すべきは、単元途中で評価する「指導に生かす評価」であり、単元途中の学習状況の何が不十分なのかを明らかにし、指導に生かすことを重要視していることがわかります。具体例としては、机間指導で理解の状況を確認したり、ワークシートへの記入状況を見ながら発問や指示が正確に伝わっているのかチェックするといった、指導の改善につながる評価です。これは日常的に行われてきており、今まで行ってきた指導と変わるところはありません。

単元の途中の「指導に生かす評価」で児童生徒の学習の躓きを捉え、それを児童生徒に知らせ、共に目の前の壁を乗り越えられるよう支援していく「指導と評価の一体化」に、より一層スポットがあてられていることを再確認しました。

体育科・保健体育科が目指すもの

指導主事 佐藤 和也

平成29年3月告示の学習指導要領の小学校体育科、中学校保健体育科の「目標」には、共通して「心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する」と書かれております。この内容に「生きる力」の定義として取り上げられる「予測困難な社会の変化に主体的に関わる力の育成」を加えて考えますと、新型コロナウイルス感染症により、伸び伸びと体を動かす機会が制限されている今こそ、体育科・保健体育科がもつ教科としての価値や役割を認識し、授業を展開していく必要があります。

今年度はコロナ禍のため、様々な研修会が中止または縮小されている状況ですが、その中で開催された県主催の研修会の様子を一部御紹介します。

◇「体育の楽しさアップ研修会」(8月19日 青森県総合学校教育センター)

県教育委員会では、体力向上や肥満防止に向けた取組を更に推進するため、新規事業として『楽しさアップ!子どもの健康づくり事業』を開始しました。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、①体育を「楽しい」と捉える子供の体力合計点は全国平均を大きく上回る、②低学年では体育以外の時間に運動する機会が少ない(1日の運動時間が30分未満の割合が男女平均で約35%)などの傾向が見られました。それらを踏まえ、低学年における授業改善や日常の運動時間の増加をねらいとした標記研修会を開催することとしました。

研修会には、下北管内から主に低学年を担当する先生方8名が参加し、児童が段階的に楽しさを味わうことができる運動事例を実際に体験しました。実技講師を務めたむつ市立正津川小学校の田中健一教頭先生からは、「子供を運動嫌いにならないためにも、まずは指導者自身が体育の授業の捉え方を変えていく必要がある」という話がありました。受講者からは、「30年前、自分もこんな授業を受けていたら体育好きになっていたと思う」「体を動かす習慣づくりは、体育が好き、楽しいと思う気持ち持ちは土台になる」「体育は技能を教える教科だと思っていたので、目からウロコだった」などの感想が寄せられ、体育の授業の捉え方が変化したことが伝わってきました。

体育の目標に掲げられる、生涯にわたる健康や豊かなスポーツライフを見据えたとき、小・中学校段階で高めるべきは、「運動が得意」「できたからもっとやりたい」よりも、まずは「体を動かすことが好き」「体育が楽しい」という感じ方です。講義の講師を務めた帝京大学の高田彬成教授(前スポーツ庁教科調査官)からは、「楽しくないのに身に付いたという評価に意味はない」というお話があり、強く印象に残りました。楽しさの捉え方は児童生徒の発達段階により異なりますが、「楽しさは活動の原動力」であることは変わらないようです。



◇「学校安全教室指導者研修会」(9月9日 青森県総合学校教育センター)

交通安全指導や生活安全指導の効果を高めるポイント等についての研修を開催し、下北管内からは8名の先生方が参加しました。演習では、

体育活動時等における
事故対応テキスト
～ASUKAモデル～

駅伝の練習中に起きた小学生の死亡事故をもとに作成された「ASUKAモデル」を活用して、参加者が自校の危機管理マニュアルの見直しを行いました。講師を務めたむつ市立大畑中学校の竹川康則教頭先生からは、「緊急時には正常性バイアスが働いてしまうことを認識すること、教職員が常に当事者意識をもつこと、学校安全についての研修の重要性と取組の日常化」について話があり、参加者も危機管理意識を高めた様子でした。学校



安全については、文部科学省HPに「学校安全 e-ラーニング」が開設されており、個人受講や校内研修等で活用可能です。受講は無料で、受講者には修了証が発行されます。ぜひ、御活用ください。

student-centeredの授業を目指して

指導主事 猪口 優野

平成23年に小学校で外国語活動が導入されてから10年。2年間の移行期間を経て、いよいよ今年度から高学年の「外国語科」の授業がスタートしました。小学校を訪問させていただくと、先生方が教科書や音声教材を駆使しながら、日々手探りで授業を行っている姿が見られます。

中学校においては、来年度から使用する新しい教科書を開くとその単語量の多さ、新たな文法事項の追加、内容の高度化に驚かされます。中学校の教科書を扱っている単語数だけで見比べると1600語～1700語、小学校で学習する600語～700語を加えると、2200語～2400語となっており、平成20年度改訂時に比べて、倍の量になっていることが分かります。

＜中学校で扱う単語数＞

平成10年度改訂	平成20年度改訂	平成29年度改訂
900語	1200語	(小学校で学習する600語～700語に加えて) 1600～1700語

これまでの小・中学校での外国語の授業では、まず言語活動で使う型を提示し、それを使わせることでコミュニケーション活動を行うというのが主流でした。これは、「駒がないのに将棋はできない」との考え方ですから、コミュニケーション活動の前に言語の構造を教えたり、その知識を与えることが前提でした。しかし、平成29年告示の学習指導要領では、コミュニケーション活動をまずやってみることから始めており、言語活動を通して少しずつ言語の構造に気付かせ、学んだ知識を技能として活用させることで「主体的で自律的な学習者を育てよう」というコンセプトになっています。言わば「詰め将棋をやりながら、駒のもつ働きについて知る」ということでしょうか。自分で考えたことを、自分の言葉で話す。駒が少ない中でも、まずある駒でやってみる。持ち駒では勝負にならないから、新しい駒を知る（得る）ことで違う戦法を試してみる。こういった試行錯誤を繰り返しながら、体験を通して言葉を獲得するということが大切になってきます。

私がこのことを実感したのは、初めてアメリカの学校で学んだ時です。授業で一番困ったことは、常に意見を求められることでした。それまで典型的な講義形式の授業を受けていた私にとって、どの授業のペア活動やグループ活動でも自分の意見を求められること、そして、なぜそう思うのかの理由を言わなければならないことが何より大変でした。当然ながら、そこに話形の提示はありません。それまでいかに「自分の意見をもつ」という経験をしてこなかったかを痛感し、「意見があっても、(語学力の低さから、聞いている人が分かるように)伝えられない」という悔しさが、英語を学ぶ原動力になったのではと思います。そして何より student-centered (児童生徒主体) の授業によってモチベーションが高く保たれたのではないかとも思うのです。

さて、昨年度に引き続き、今年度も12月24日(木)に小学校外国語教育中核教員・英語専科指導教員研究協議会を開催します。今年度は、実際に教科書を使った授業を体験していただくことで、言語活動や評価についての理解を深められるよう計画しています。

また、引き続き「小学校英語教育充実支援訪問」を受け付けております。研究授業だけに限らず、これまで校内研修にも数回お邪魔させていただきました。なるべく学校の意向に沿うように内容も工夫いたしますので、御活用いただければ幸いです。今後ともよろしくお願いたします。



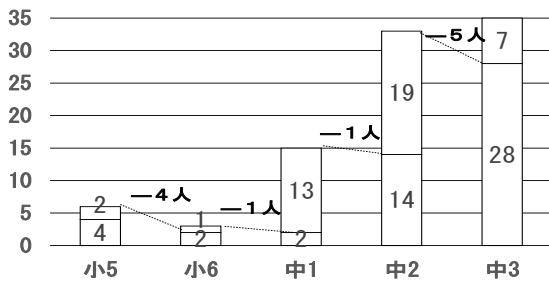
不登校を考える～管内の状況を踏まえた手立て～

指導主事 杉原 憲一郎

「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、管内の100人当たりの不登校児童生徒の出現率は、小学校が0.58人（前年比+0.07人）で微増しており、中学校が3.73人（前年比-0.41人）で少しずつ減少してきているものの、依然として全国及び県の出現率を上回っています。

管内の不登校児童生徒の状況や傾向をもう少し詳しく見ていきます。**資料1**は、平成30年度に中学校3年生であった管内の同一集団について、小5から中3までの不登校児童生徒の実人数を、新規数（上段 前年度までは不登校ではなかった数）と継続数（下段 前年度も不登校であった数）に分け、その推移を表したものです。このグラフから、小5から小6では不登校児童数が減少しているものの、中1になると増加に転じ、特に新規数が急増していること、中1と中2の新規数が極端に多いこと、中3では学校に復帰する生徒数が最も多く新規数が最も少ない反面、継続数が最も多いこと、が分かります。また、**資料2**は、学校の見立てによる管内の不登校の要因についてまとめたものです。小学校では「親子の関わり方」や「生活のリズムの乱れ」など、保護者の養育力に起因するものが多く見られます。中学校では、高校進学を含む将来への不安に起因するものが最も多く、次に、自分と他者との関係や自分を取り巻く環境の変化への不適応に起因するもの、そして小学校同様、保護者の養育力に起因するものが挙げられています。

資料1



資料2

区分	学校に起因							家庭に起因			本人の状況		左記に該当なし	
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不登	進路に関する不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学・転入・進学・進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活のリズムの乱れ・あそび・非行		無気力・不安
小学校	0	2	5	4	0	0	0	1	2	9	0	8	7	3
中学校	0	16	1	10	2	5	1	9	1	9	2	12	28	0
全体	0	18	6	14	2	5	1	10	3	18	2	20	35	3

これらの現状を踏まえ、不登校の未然防止や適切な対応について考えていきたいと思います。

1点目、「中学校区内の小・中学校の緊密な連携」です。中1の新規不登校生徒の多くは、小学校ですでに不登校傾向を示していた可能性が高いと思われます。そのような生徒に対し、小・中学校間の情報共有が不十分であったため、小学校で行われていた適切な支援が中学校に引き継がれず、不適応の状態に陥ってしまい、不登校に至ったということが考えられます。不登校児童だけでなく、不登校傾向を示していた児童についても、本人の特性や家庭環境、効果的な支援について、普段から小・中学校間において緊密な連携を図ることが重要です。

2点目、「自己肯定感や自己存在感を高める指導の工夫」です。中1と同様に中2の新規数が高い数値を示していることから、いわゆる「中1ギャップ」だけでなく、生徒自身が中1の夏休みから中2の文化祭ごろにかけて、学習面や学校行事、部活動などに対して前向きな気持ちになれずにいることが考えられます。そのため、学校行事や特別活動の場面だけでなく、生徒が学校生活の最も多くの時間を過ごす授業の場面においても、生徒指導の機能を生かした指導を工夫し、「魅力ある授業づくり」を推進していくことが重要です。

3点目、「早い時期からの適切な進路指導の充実」です。中3において、希望する進路を実現するために努力している状況が見られる反面、「今更努力しても無駄」との気持ちから自ら学校復帰をあきらめてしまっている生徒も見受けられます。また、中学校での不登校の要因として「将来に対する不安」に起因するものが多い傾向にあります。そのため、自らの適性に応じて希望する進路を実現するために、より具体的な進路情報を本人及び保護者に提供するとともに、実現に向けて個に応じたスモールステップの努力を促す指導を充実させることが重要です。

4点目、「SC及びSSW等、外部専門家の効果的な活用」です。保護者や家庭によっては、教職員に多大な負担が強いられるケースがあります。また最悪の場合、今まで築き上げてきた学校と保護者との信頼関係を損ね、結果として、児童生徒の状況が改善しないことも予想されます。そのため、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応することに加え、教職員と多様な専門性をもつSCやSSW等が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かし、連携・協働して対応することも重要です。

各校においては、子供の実態に応じた、より効果的な取組をさらに推進させていただきたいと思えます。